

埼玉県知事
大野元裕様

埼玉障害者市民ネットワーク
代表 野島久美子

要望書

日ごろより、埼玉県の地域生活の安定のためにご尽力いただき誠にありがとうございます。

私たちの仲間でもあった鴻巣市の沖田博さんが、7月17日に肺炎で入院中の病院で逝去されました。心からご冥福をお祈りします。

沖田さんは重度障害者の入院時のコミュニケーション支援を求め、鴻巣市で制度化、国に対しても重度訪問介護を入院時の病院内で使えるように要望し認められました。私たちは、「障害のある人も、障害のない人も地域で共に！」を合言葉に活動する少数派のグループです。私たちは入所施設を否定し、どんなに重度の障害があっても地域で暮らすことを目指して活動しています。

近年のコロナ禍により地域で暮らすための重要な要素であり社会資源である介助者が激減しています。深刻で厳しい命にかかわる問題です。

このような状況ですが「どんなに重度の障害があっても、分け隔てられことなく当たり前前に地域で、育ちあい、学びあい、働きあい、暮らしあう」そういう社会の実現を目指しています。

今年も、下記の通り要望しますが、ご理解の上、真摯に対応していただくことをお願いいたします。

I くらし・まちづくり

1. 地域で暮らす障害者の支援

入所施設から地域移行について、入所施設整備には大きな予算を取っていますが、入所施設から地域に移って暮らすための施策についてどのような具体策を講じられているのですか。

また、入所施設の待機者がたくさんいると言われますが、待機者とはどんな方々でしょうか、私たちは「親亡き後」を心配する親の気持ちが「待機者」を作っていると考えます。県に呼び掛けます、私たちと一緒に地域で暮らす「受け皿」づくりをしませんか？

2. 交通系 IC カードの障害割引について

私たち障害者が介助者と一緒に電車に乗るとき、駅員に障害者手帳を提示すれば介助者の分も含め運賃が半額になります。カード形式の Suica（以下、スイカ）であれば券売機で子ども運賃の切符を 2 枚買えるのですが、昨年にモバイル形式に切り替えたところ、そううまくいきませんでした。スマホを見せて介助者とともに改札を通ろうとしたとき、駅員にこう言われました。

「モバイル形式ではその本人しか割引を受けられません。割引が 2 人分の場合、介助者自身のスイカで払って頂くか、現金で切符を購入するしかありません」
ただこのような場合、介助者と運賃を折半することはほとんどなく、たいていは障害者が介助者の分まで 2 人分の運賃を払っています。

その時は介助者自身のスイカで通って頂いてあとからほかの決済アプリで返しましたが、新しいスイカカードを作るまで現金で子ども運賃の切符を 2 枚購入せざるを得ませんでした。

確かに障害者 1 人ならスッと改札に入れてとても便利な世の中になりましたが、まだ介助者と一緒のときは切符を必要としていることも忘れないでください。改札の機械で 2 人分の子ども料金の運賃を引き落とせたり、モバイルスイカ対応の券売機にしたりするなど、介助者がいても改札を何の支障もなく通れるように、改善のほどよろしく願いいたします。

3. 鉄道駅の無人化

要望 2 のように社会が自動化、キャッシュレス化が進んでいますが、障害者にとっては自動化に生活が追いついていかない場合があります。また、車両の乗降にかんしてホームと車両の高低差やすき間が大きすぎて単独乗降ができません。鉄道会社によっては 2~3 日前に事前に連絡して利用したり、降車駅との駅間連絡が取れるまで改札横に待たされたりします。駅の無人化が進むとさらにひどくなると思われます。国土交通省は無人化ガイドラインを出しましたが、「他のものとの平等」を意識したものになっていません。県として県内事業者に対して安易に無人駅化するべきではない旨の指導をお願いします。

4. 東武東上線朝霞台駅のバリアフリー化

表記の駅のバリアフリー化についていろんな困難な理由をあげられますが、バリアフリー化の意志があるのかどうか、あるとすればそのタイムスケジュールを教えてください。

5. 県庁内のトイレにベッドの整備など

- ① 障害がより重度化したり、状態が変わったりして便座に移乗できなくなったりします。県庁舎内の車いす対応トイレにベッドを設置してください。
- ② 電動車いすの場合、県庁内のトイレが狭すぎて使えなかったり、使えにくいものが多いので改善をお願いします。

6. 居宅改善補助の利用について

引越しをして、室内をフローリングでバリアフリー化のため居宅改善の補助金(上限36万円)を申請に窓口に行ったところ、日常生活用具(上限20万円)にしろと言われました。結果、見積もりとの差額が13万円以上発生しました。このような事例について県としての見解を教えてください。

7. 入院時の重度訪問介護の利用について

- ① 「重度訪問介護」を利用している障害支援区分6の重度障害者は、入院中も病院内で「重度訪問介護」を利用して、本人の状態を熟知したヘルパーにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能になりましたが、実際に入院時に利用するためには、絶大な労力を使って病院側を説得しなければなりません。県として医療機関に「重度訪問介護」使えるようになったことを強く指導してください。
- ② 入院中における重度訪問介護の利用については、障害支援区分4や5の方にも対象を拡大すべきとの意見や、重度の知的障害や行動障害を抱える利用者等は、コミュニケーション自体が困難である場合が多く、加えて入院という環境の変化で症状が悪化するおそれがあり、入院の際には利用者にとって普段から接している支援者による支援を検討すべきであると国にも伝えてください。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大状況下における重度障害者の入院について、新型コロナウイルスは様々に形を変えて、なお終息の兆しが見えません。こうした中で身命を賭して医療に精励する従事者のご苦労には、まことに頭が下がる思いです。一方、こうした状況の下での患者の置かれた状況も、これまで考えられなかったまことに悲惨なものがあります。このようなひっ迫した状況では、障害の有無、年齢の高低などを斟酌するよゆうは、医療現場にはどうていあることとは思えません。県としてのお考えはいかがでしょう。

8. ライフラインの切断時の対応

最近、電力会社と契約時の行き違いで料金未納扱いとなり、電気を切断するとの

連絡がありました。その後、数か所に連絡を取り原因がわかり事なきを得ました。このような時、事業体はスイッチを切れば電気やガスをストップできますが、重度障害を持った人は干からび死するしかありません。県として干からび死防止策として事業体から、スイッチを切る旨の連絡や通報のシステムが必要と考えますが、県としてどのように対策されるかお伺いします。

9. 全身性介助人派遣事業の対象拡大と継続

- ① 埼玉県の単独事業としてある全身性障害者介助人派遣事業は国の制度を補完するものではなく、地域で暮らす障害者には必須の制度です。さらなる充実をお願いします。
- ② また越谷市で実施している「知的障害者介護人派遣事業」を県事業として、創設を検討してください。

10. 子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）について

子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）は2013年4月定期接種となったが、接種後体の広範囲が痛むなど多様な症状の訴えが相次ぎ、同年6月に定期接種の位置付けは維持する一方、個別に接種を呼びかける「積極的勧奨」は中止していました。

しかし、今年4月から厚生労働省は子宮頸がんワクチンの接種について、安全性や効果を検討してきたが「積極的勧奨」を妨げる要素はないとして、各自治体に接種を呼び掛ける案内状の配布を指示しました。埼玉県としてはこの厚労省の指示をどのように受け止め、対応しているのか。また、接種後副反応を訴える方への対応として、都道府県に1ヶ所以上の協力医療機関を設け、接種医と連絡を密に取り、ワクチンの因果関係の有無に捉われず対応するようにとの事ですが、指定医院に専門的な知識のある医師はいるのでしょうか。

埼玉県には、HPV ワクチン薬害訴訟の原告で被害者の方が居られます。

今なお重篤な被害に苦しんでいます。行政の対応が十分とは言えません。

今後、予想される被害者への対応をどのように考えているのでしょうか。

11. 避難所としての小中学校のバリアフリー化について

地域の小中学校は、災害時には避難所として重要な役割を果たすと思いますが、避難する市民の中には車いすを利用している高齢者や障害者もいることは十分考えられます。2020年のバリアフリー法の改正に伴い、公立小中学校も特定建築物の対象となって文科省から整備目標が示され、さらに加速についての通知も

出されました。そこで、避難所となっている小中学校のバリアフリー化についてお尋ねします。

- ① 県内で、避難所に指定されている小中学校の数と、その中の車いす使用者用トイレの設置状況について教えてください。文科省からの通知では2025年末までに、「車イス使用者用トイレについて、避難所に指定されているすべての学校に整備する。」としています。
- ② 小中学校が投票所として利用される際には、スロープが設置されて段差が解消されていますが、投票所開設時にだけスロープをどこかから持ってくるのでは急な災害時に使えないということになります。利用されているスロープは普段から学校に用意されて、投票所開設時以外でも利用できるようになっているのでしょうか。また、普段から車イス使用者用トイレやスロープは使用されているのでしょうか。
- ③ 近年、水害被害において水位の急激な上昇があるため、垂直避難の重要性が言われています。避難所となっている小中学校でも2階に避難が可能というところもあるようですが、そういったところでは、車いす使用者への配慮はどうなっていますか。
- ④ 垂直避難の方法として、電源喪失前であればエレベーターの利用も考えられますが、災害時のエレベーター利用は想定されていますか。また、県内で避難所指定されている小中学校の中でエレベーター設置済みの学校数を教えてください。

II. はたらく

1. 障害者活躍推進計画について

昨年度いただいた回答によれば、県が障害のある職員に対してこれまで行って来た合理的配慮の代表的事例は、①聴覚障害のある職員の研修受講の際の、手話通訳者、音声読み上げソフト、事前の研修資料配布など。②肢体不自由のある職員に対する階段の手すり、開き戸から引き戸のドアへの改修など、③職員の障害の特性に応じた勤務時間及び休憩時間の設定ということでした。これについて質問します。

- ① 令和元年度から知的障害者を受験対象に加え、またそれまでの受験資格だった「自力通勤・介護者なしでの業務遂行が可能なこと」を撤廃されましたが、そうした障害のある人が受験するに際しての合理的配慮はなされたのでしょうか？あるいは、そもそもそうした人の受験はなかったのでしょうか。

- ② また、そうした障害のある人が会計年度任用職員として採用された事例では、どのような合理的配慮がなされてきたかお教えください。

2. 障害者雇用と福祉施策の連携について

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まりましたが、障害者雇用促進法の納付金に基づく職場介助者助成金を活用しても支障が残る場合等となっています。しかし、この職場介助者の制度を実際に利用した障害当事者は次のような問題を指摘しています。(①～⑥)

- ① まず使える期間が10年間と定まっているが、高卒で使い始めると30歳前に期間が終わってしまうので、働き盛りの年齢で退職しなくてはいけなくなってしまうので、自ら退職する時や定年退職まで使えるようにしてほしい。
- ② また、職場介助者が1名しか登録できないが、その人が休む場合、当事者も休まざるをえなくなってしまうので、職場介助者を複数人登録できるようにしてほしい。
- ③ また、当事者自身も体調不良で休みたくても、急に日常の介助者は見つからないので、介助を受けるために休めず無理して出勤しなくてはいけなくなってしまう。
- ④ 利用できる時間も雇用契約を結んでいる時間に限定されてしまうため、残業の時に困るので、実際の勤務時間中は使えるようにしてほしい。
- ⑤ 手続きも手間がかかるので、企業は積極的に活用できない/しないのではないか。簡素化し、たくさんの当事者が使えるようにしてほしい。
- ⑥ 一番の理想は、日常の生活に使っている重度訪問などの障害福祉サービスが仕事でも使えると良い。そうすることで、様々な課題が解決すると思う。

以上の問題点から見えてくるように、障害者雇用促進法ではやはり自力業務遂行が原則であり、極めて制限された枠内で職場介助者を利用できるという特例的な制度になっています。

上記①～⑤に挙げられた実態および制度の問題点があることについて、県の認識および対応策についてお尋ねします。

また、⑥について、重度障害者等就労支援特別事業の実施について県内市町村が取り組んで行けるよう、県として市町村への積極的な啓発と支援を進めてください。

さらに、国に対して、納付金による職場介助者の制度を第一選択としないでもよい制度とするよう働きかけて下さい。

3. 福祉施設等からの職場参加の推進について

就労移行支援や就労継続A型だけでなく、就労継続B型や生活介護、地域活動

支援センター、精神科デイケアなどさまざまな福祉施設等から、地域の企業やNPO法人、役所等公共施設に職場体験やアルバイト、委託作業など、さまざまな形で職場参加することが、利用者にとっても職員等支援者にとっても、また受け入れ職場で働く人々にとっても重要です。

県として、これまで障害者県庁内職場実習事業や障害者優先調達方針の推進等を行ってきましたが、地域に身近な市町村段階では障害者優先調達方針の推進は取り組まれているものの、それ以外の職場参加施策は立ち遅れているのが現状です。県として、市町村の実情を把握し、適切な支援を検討してください。

4. 県庁内福祉の店アンテナショップかっぼの支援について

5月19日・20日に開催したアンテナショップかっぼ25周年フェスタ、また、食品自販機の設置、点字名刺の取次等についても、県としてこれまで以上に協力をいただき、かっぼに関わる県内各地の団体ともども喜んでいきます。

とはいえ、財政的危機の状況は基本的には変わっていません。かっぼの特徴の一つは県内各地から障害当事者と職員（あるいは介助者）が店番に来て、県庁内で定点販売も行い、運営も一緒に考えていることにあり、全国的にも例がないと思われます。そのことを含め、現行の雇用、福祉制度等の対象外となっています。かっぼの継続、発展に向け、障害者福祉推進課を中心に、これまで関わっていただいている各課をはじめ、県庁の多くの課の情報提供とご支援をあらためてお願いします。

5. 労働者協同組合法について

働く人1人1人が出資して働く人の意見を運営に反映させる「労働者協同組合」が法制化れ10月に施行されることを歓迎します。しかし雇用関係が前提であるのに、障害福祉サービス事業では障害者は利用者として工賃を、障害のない者は職員（労働者）として給料を支給される形に分けられ、全員が組合員となるには制度上の壁があります。さまざまな就労困難者や障害者が地域生活の中から共に働く仕事おこしをするために労働者協同組合を設立しようとする上での困難を軽減するため、箕面市の障害者共働事業所（社会的雇用）や東京都のソーシャルファームなど他自治体の施策を研究し、埼玉県としての支援策を検討してください。

Ⅲ. きょういく

1. 共に学ぶことの情報発信を（義務教育指導課・特別支援教育課）

昨年、県のホームページで、障害のある子どもの就学について検索しても、通常

学級への就学が可能であることが明確には出てきませんでした。今年3月14日の県予算委員会で、高田教育長が「通常の学級で障害のある子と障害のない子が共に学んでいる様子などもホームページなどを活用してしっかりと発信することで、だったら通常学級に行ってみようかなと思っていただけるような、そういう情報発信にもしっかりと努めてまいりたいと思います。」と答弁されましたが、その後、より伝わりやすいようにホームページなどに新たに改善された事があつたら教えてください。

また、昨年のお返で「改めて学校教育法施行令改正後の就学支援の在り方や共に学ぶことの意義について、市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で、十分に周知を図ってまいります。」とありました。学校関係者だけでなく県民全体に伝え、障害のある子どもが通常学級で学べることを周囲の子どもや親たちが理解しなければ、共に学べるようにはなっていきません。現場の教員そして広く県民全体へ、ホームページや県民だよりでの情報発信をしっかりと行ってください。

2. 就学前から共に育ち合う取り組みについて

- ① 昨年、「発達に課題にある子供の早期発見・早期支援のために、市町村の母子保健担当者等を対象に毎年研修会を開催して」という回答をいただきましたが、その研修会の講師の選定に当たってはぜひ障害のあるなしにかかわらず共に地域で育ち合うという視点を入れて行ってください。そうでないと、早期発見・早期療育が早期分離につながってしまいます。(健康長寿課)
- ② 学校教育については、特別支援教育支援員や介助員が配置されていますが、幼稚園においては、県は「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」の制度をつくっています。

補助予定額は、学校法人として2人以上在園している場合は国の半額補助も含めて障害児一人当たり年間784,000円、1人在園や非学校法人の場合は国の補助が無いので、年間392,000円とされています。月額にすると32,000円～65,000円にしかありません。とても加配教諭が雇えるような金額ではないと考えますが、如何でしょうか。県内450か所のうち、補助金申請をしている幼稚園は279園という資料(R2)が示されていますが、この数字をどう評価されていますか。

分離教育で育った若い先生たちは、障がいのある子どもとの接点もなく、専門家でないときき合えないと考える人たちも多くいて、どうしても療育施設への誘導に傾いてしまうという現場の話もこれまで聴いてきました。若い先生たちや親たちが共育の大事さを理解し、自信をもって取り組めるような積極的な支

援が必要ではないでしょうか。(学事課)

- ③ 昨年の回答では「県内公立保育所で 93.1%、私立保育所で 71.4%の施設が障害児保育を実施し」ということですが、再質問に伺ったおりには障害児保育事業(県単)の補助実績は 163 か所と説明されました。公立以外の認可保育所は県内全体で 1,000 か所弱あり、実績数はわずか 16%という計算になります。71.4%の私立保育所での障害児保育の実施はどのような内容なのでしょう。(少子政策課)
- ④ 公立保育所は市町村の担当ということでしたが、ぜひ公立保育所、私立保育所、私立幼稚園も含めた就学前の障害児受け入れ実態の調査をしてください。(健康長寿課・学事課・少子政策課)

3. 就学支援・就学手続きについて(義務教育指導課・特別支援教育課)

- ① 昨年の質問の回答で「埼玉県就学事務手続き実施要項は、学校教育法施行令改正の趣旨に沿った内容であると考えております。」とありますが、改正の趣旨をどうとらえているのか説明してください。「それまで障害のある子は特別学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた。通常学級も就学対象(通常学級にもいける)」というのが重要な改正趣旨ではありませんか?私たちの理解が間違っていますか?学校教育法施行令改正は障害者権利条約を踏まえたものとしてなされたと考えています。
- ② 「実施要項にある実施手順の図の中で、本人・保護者の意見を最大限尊重する部分を強調する等、検討している」とありましたが、どう改訂したのですか?

4. 通常学級に在籍する障害児の実態の把握と公表を

2013 年学校教育法施行令改正により、それまで通常学級にいないとされていた 22 条の 3 に該当するような重い障害のある児童生徒も法的に存在が認められるようになりました。しかし、埼玉県が毎年発行している「埼玉の特別支援教育」では、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室利用者数だけを合算し、通級指導室を利用しない 22 の 3 に該当するような重い障害のある児童生徒の数が含まれていません。2018 年 2 月の県議会では浅野目議員の質問に対し、教育長が通常学級に在籍する 22 条の 3 に該当する児童生徒は「平成 29 年 5 月 1 日現在、小学校で 174 名、中学校で 41 名」と答弁しているのです、数的把握はできていると思います。

- ① 2020 年度、この調査は実施されていないということでしたが、義務教育指導課から「公表につきましては、ほかの内容等とも鑑み、検討してまいりま

す」という回答をいただいております。2021年度の調査結果を公表してください。(義務教育指導課)

- ② また、通常学級に在籍している「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」に対する合理的配慮について、事例を蓄積し県内で共有する取り組みは行われていますか。わたしたちへの相談の中で肢体不自由の生徒が体育の実技に参加できないということですと2を出され続けていたというケースがありました。肢体不自由の児童生徒の体育や家庭科、技術家庭への参加、さらには知的な障害のある児童生徒の授業参加の工夫など、さまざまな合理的配慮が必要になってきます。学科評価も含めて事例の蓄積と共有は必要ではないでしょうか。(義務教育指導課・高校教育指導課)

5. 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」について(義務教育指導課)

〈2022年(令和4年)4月27日 文部科学省初等中等教育局長名で通知〉

- ① この通知を受け、どのような対応をしましたか、あるいはする予定ですか？
- ② 常々「交流や共同学習」を推進する県教育委員会の方針と反するものではありませんか？
- ③ 埼玉県内の特別支援学級における「交流」の実態を把握していますか？またする予定はありますか？
- ④ 埼玉県内でも近年の特別支援学級の増設と、それに伴う手帳も取れない、知的にはほとんど問題ない、本当に障害児？という児童生徒も在籍しているため、ほとんど通常学級で学習しているケースもあると聞きます。特別支援学級に在籍する児童生徒の不利益にならないように、また少しでも共に学ぶ実践をしている学校現場の妨げにならないようにしてください。

6. 高校で共に学ぶ施策の推進を

2023年度高校入試の募集定員は前年度から720人も減らされました。高校再編では児玉高校と児玉白楊高校、飯能高校と飯能南高校が統合されて2校減となり、飯能新校は統合前より120人も減となっています。また、今年7月14日には、新たに県内各地の12校が6校に再編されることが発表されました。一方、特別支援学校の分校が新たに大宮商業高校内、新座柳瀬高校内、三郷北高校内に2024年開校予定となっています。なぜ、高校の定員は減らして、特別支援学校の分校を増設して、障害のある生徒を分けるのでしょうか。高校に受け入れて必要な合理的配慮をして一緒に学ぶ方向に進めるべきではないのでしょうか。

- ① 第3期埼玉県教育振興基本計画のR4 県教育行政重点施策の「目標V 多様なニーズに対応した教育の推進」に県立高校教育環境整備支援事業とありますが、支援員の配置やエレベーターの設置の実施状況について、また、それ以外にみんなと一緒に学ぶためにどのような事業を行っているのかについて具体的に教えてください。(高校教育指導課)
- ② 早期に振り分けが進む中で特別支援学校や特別支援学級で学んできたが、高校に進学したいという生徒が増えています。特別支援学校や特別支援学級から高校に進学した生徒は直近の3年間で何人いるのでしょうか。県内、県外、公立、私立別に教えてください。(特別支援教育課・高校教育指導課)
- ③ 「魅力ある県立高校づくり 第2期実施方策(案)」で高校が減ることにより定員枠も狭められるし、通学も遠くなり、障害のある生徒はさらに高校で学ぶにくくなります。少人数でも地元の高校でさまざまな子どもたちが一緒に学べるようにするべきではないでしょうか。第2期実施方策(案)を再検討してください。(魅力ある高校づくり課)

IV. さべつとじんけん

1. 嵐山郷の退所状況

県との話し合いに向けて、私たちは「嵐山郷からの退所状況」を何度も問いますが、これは入所施設全体に言えることですが、「退所する」ことは、ほとんどの場合、死亡して出るということです。懲役(有期刑)の場合、ある程度年数を経過すれば出所できる可能性があります。入所施設の場合出所の可能性はほとんどありません。このような実態を知るために、どのような事情で退所し、退所後どのように過ごしておられるかを数値データとして教えてください。

2. 出生前診断について

「優生上の見地から、不良な子孫が生まれないようにする」ことを目的に48年間存在した優生保護法が母体保護法に代わって26年経過しました。この法律の考え方の中心に「障害者は生きている価値がない、不良な子孫(命)であり世の中ではいらない命と位置付ける優生思想」があります。そして、母体保護法に変わったからといってスイッチを切り替えるように人々の心から優性思想がなくなったとは考えられません。その証に、命の選別をする出生前診断が発展的に進化を続けています。このような状況について私たちは、恐怖感を持って反対しています。埼玉県としてどのようにお考えでしょうか。